

# **グループ法人課税制度の創設**

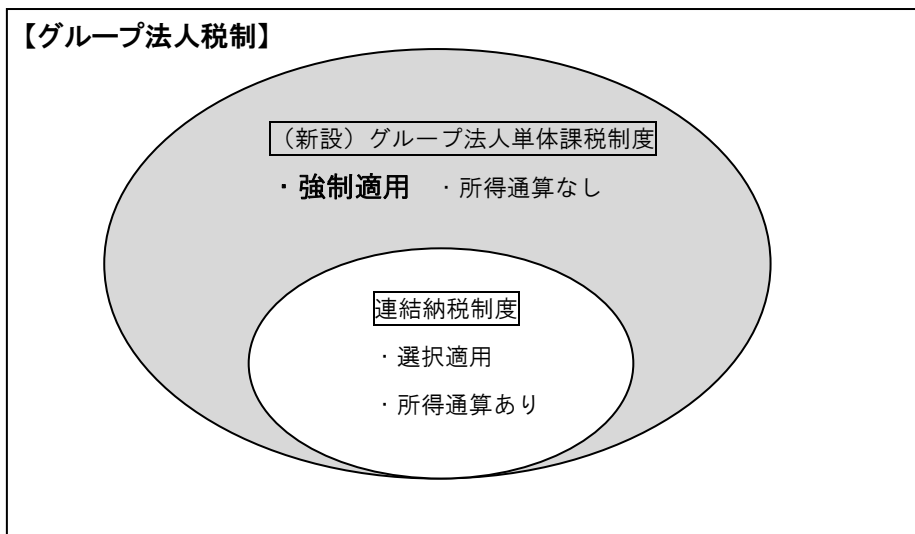
**(100%グループ内の譲渡損益の繰延べ等)**

田中雄司税理士事務所  
税理士 田中雄司

# 1. はじめに

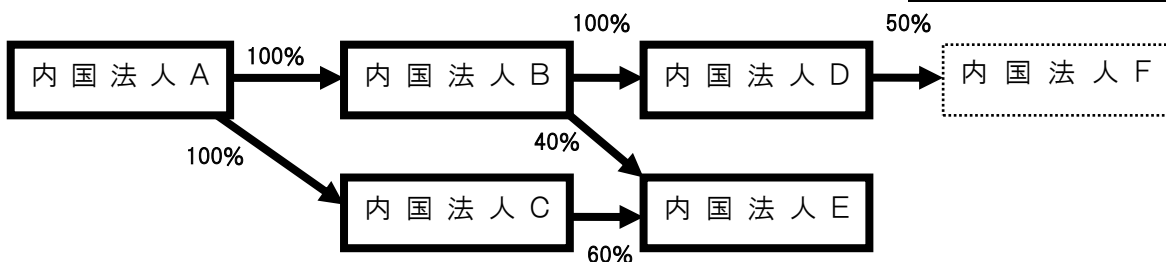
平成22年度の税制改正により、「グループ法人課税制度(グループ法人単体課税制度)」が創設されます。この改正により、グループ間の不動産取引などにおいて、一定の譲渡損益を繰延べることとなります。つまり、不動産売買による、いわゆる「損出し、益出し」に制限がかかってくることとなります。また、そのほかにもグループ間での寄附についても、新しい制度が設けられ、寄附をした法人においては、寄附金を全額損金不算入とし、寄附を受けた法人においては、受贈益の益金不算入となります。

# 2. グループ法人税制のイメージ

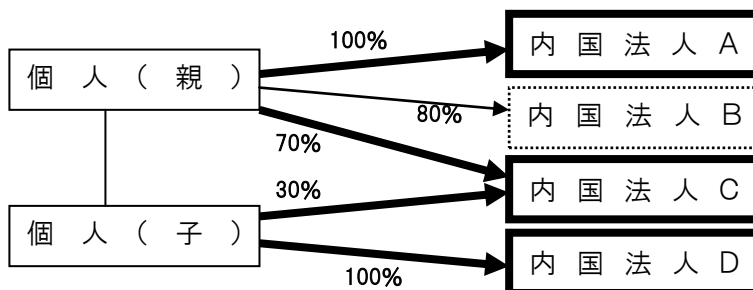


# 3. グループの判定等

(例1: 内国法人を頂点とする直接または間接の100%保有—A, B, C, D, E) → 連結納税の範囲と同様



(例2: 個人(同族関係者)が100%保有する会社相互の関係—A, C, D) → 連結納税の範囲には含まれない



※個人の同族関係者とは

- ① 個人の親族(配偶者、6親等血族、3親等姻族等)
- ② 内縁関係者
- ③ 使用人

※保有割合の判定の際には、自己株式を除外する。

※保有割合の判定の際には従業員持ち株会及びストックオプションに係る株式(発行済株式の5%未満の場合に限る)を除外する。

#### 4. 100%グループ内の譲渡損益の繰延べ(重要)

##### (1) 内容

100%グループ内の内国法人間で一定の資産の譲渡損益を繰延べる。

つまり、含み益や含み損のある資産を売却しても、その利益や損失は税務上、否認される。

(加算、減算:留保)

##### (2) 対象資産(譲渡損益調整資産)

譲渡直前の資産の帳簿価額が1000万円以上である以下のもの。

- ① 固定資産(棚卸資産を除く。建物:一棟ごと、機械等:一の生産設備又は一台ごとに区分)
- ② 土地(棚卸資産を含む。一筆、事業供用される一団の土地等にあつては、その一団の土地等)
- ③ 有価証券(売買目的有価証券を除く。銘柄の異なるごとに区分)
- ④ 金銭債権(一の債務者ごとに区分)
- ⑤ 繰延資産

##### (3) 損益実現事由

###### ① 譲受法人において譲渡、償却、評価換え、貸倒れ、除却等が生じた場合

計上事由	科目	計上すべき金額
譲受法人が 対象資産を 譲渡	有価証券	譲渡損益調整額のうち、その譲渡した数に対応する部分の金額
	土地	譲渡損益調整額を面積比により区分するなど合理的な方法による
	その他	譲渡損益調整額
譲受法人が 対象資産を 償却	原則法	譲渡損益調整額×譲受法人における償却費の損金算入額÷譲受法人の対象資産の取得価額
	簡便法	譲渡損益調整額×譲受法人における償却対象の月数÷譲受法人の対象資産の耐用年数×12

###### ② 当該内国法人と当該譲受法人との間に完全支配関係を有しないこととなった場合

(4) 説例

A社(個人Cが100%出資)はB社(個人Cの配偶者Dが100%出資)に対して、簿価15,000千円の建物を10,000千円(時価)で売却した場合。(耐用年数10年:取引発生は期首)

① 売却時の処理

(A社)	(借方)	建物売却損	5,000千円	(貸方)建物	15,000千円
		現金	10,000千円		
(B社)	(借方)	建物	10,000千円	(貸方)現金	10,000千円

② 減価償却

(B社)	(借方)	減価償却費	1,000千円	(貸方)建物	1,000千円
------	------	-------	---------	--------	---------

③ 申告調整(A社)

別表四(加算・留保)	建物売却損否認(譲渡損益調整益)	5,000千円
別表四(減算・留保)	建物売却損認容(譲渡損益調整損)	500千円(※1)

(※1) 5,000千円 ×  $\frac{1,000千円}{10,000千円} = 500千円$ (原則法) 又は

$$5,000千円 \times \frac{12月}{10年 \times 12月 (=120月)} = 500千円(簡便法)$$

別表五(一)

区分	期首利益積立金額	減	増	翌期首利益積立金額
譲渡損益調整勘定		500千円	5,000千円	4,500千円

- ◎ 法人税法上、不動産取引は「時価」ということになっています。適正時価が分からないとそもそも譲渡損、譲渡益がでるのが分からないことになります。

## 5. 100%グループ内における寄附金の損金不算入及び受増益の益金不算入

(1) 内容

グループ内の内国法人に対して支出した寄附金については、全額損金不算入とするとともに当該他の内国法人が受けた受贈益についてその全額を益金不算入とする。

(2) 適用上の注意

「法人による完全支配関係」がある場合に限定されている。つまり個人を頂点とする完全支配関係(上記グループの判定の例2におけるA, C, Dの関係)には適用がない。

(3) 説例

E社が100%子会社F社に現金10円を贈与した場合

① 贈与時の処理

(E社)	(借方)	寄附金	10円	(貸方)	現金	10円
(F社)	(借方)	現金	10円	(貸方)	受贈益	10円

② 申告調整

(E社)	寄附金の損金不算入額	10円(加算・流出)
(F社)	受贈益の益金不算入額	10円(減算・課税外収入)

## 6. 適用開始時期

平成22年10月1日以降の取引から

※この資料では、グループ法人税制のすべてを説明しているものではありませんので、ご注意ください。